

平成20年度事業計画

1. はじめに

近時における司法制度改革、行政改革、規制改革・民間開放等の流れは、司法書士制度に対しても大きな影響を及ぼしている。殊に、法曹人口が大幅に増員される事態は司法書士の資格制度の基盤を揺るがしかねない。

商業・法人登記業務の開放については、一応の歯止めがかかったとの評価ができる半面、今後の展開については決して予断を許すものではない。

司法書士は、これまで登記実務の専門家としてその地位の確立に邁進してきたのであり、今後ともその専門性に一層の磨きをかけるとともに高い倫理性を維持、向上させつつ社会の期待と信頼に応えていかなければならない。

司法書士は、その業務として簡裁訴訟代理権を付与されて以来、その十全な活用に腐心してきたが、今後も引続き努力を重ね、市民に最も身近な法律家としての評価を实のあるものとしていかなければならない。

裁判外紛争解決手続（ADR）においては、これまで長い間、本人訴訟支援の立場で訴訟事務に関わってきた司法書士の知識と実務経験を活かした取組みを行っていかなければならない。法テラスの連携窓口として設置した総合相談センターの運営については、なお一層充実と円滑化を図る必要がある。

2. 現状と展望

平成17年3月、制度としてはスタートした不動産登記のオンライン申請は、その基礎をなす公的個人認証制度の普及および必要的添付書面の電子化の著しい遅滞により、制度が当初目指したところを全くといえるほど実現することはできなかった。これを改善するための特例措置として添付書面の別送方式を主眼とし、また、司法書士界の要請に応えた措置を大幅に盛込んだ利用促進策が実施に移された。明治以来、不動産登記申請代理業務の独占を許されてきた職能としてその真価を発揮すべき場面に到来したといえる。

平成18年の会社法の施行により、新たな時代を迎えた商業登記制度については、会員の猛烈な研修と努力によりその円滑な運用がなされている。引続き中小規模の企業における事業承継等への注力が要請される。

簡裁訴訟代理等関係業務については、司法制度改革審議会の意見書が5年後の見直しを提言している。司法書士に対する簡裁訴訟代理権の付与が国民の司法アクセスの向上に必須であることを社会に対して認知させていく努力が必要である。

成年後見制度は、国民の3人に1人が65歳以上という高齢化社会にあって、その重要度をますます高めている。社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携し、成年後見制度の支援活動を充実させ、多くの会員が成年後見業務を遂行しうよう努めなければならない。

綱紀問題については、司法書士に簡裁訴訟代理権が付与され、さらに、不動産登記法の改正で、本人確認情報の作成権限等、一定の公証権限が与えられた頃から、法務局の司法書士に対する懲戒姿勢に明らかな変化が読み取れる。懲戒は、予測可能性の高い内容のものでなければ、それを受け側の理解や納得は到底得られない。本会としては、引続き、適切な判断により会員指導を行うと

ともに、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

本会の相談活動については、平成17年11月に設置した総合相談センターを中心として、日本司法支援センターの連携先としての役割を引続き担っていくこととする。相談活動を通じ、司法書士の有用性が社会に浸透していくものである。

会員への業務関係諸情報の提供については、日本司法書士会連合会との緊密な連絡のもと、会員間の情報の共有化を図るとともに一層の充実と迅速性を旨とした取組みを行うべきである。

本会の事務局の運営については、効率的な事務管理と適正な処理をめざし、また職員が安心して執務に従事できるような措置を講じていかなければならない。

最後に、東京司法書士政治連盟、東京司法書士協同組合、東京公共嘱託登記司法書士協会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部等の関連・友好諸団体との情報交換を密にし、

会務運営

に役立てていくべきである。

3. 基本姿勢

本会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

- ① 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。
- ② 高度情報社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務のあり方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備の改善を推進する。
- ③ 簡易裁判所等における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。
- ④ 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

4. 事業方針

本年度は、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実・改善を図りながら事業を遂行する。

特に、改正不動産登記法、新会社法に対応するとともに、以下の事業に重点を置く。

① 法改正対策

改正不動産登記法、新会社法に伴う業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。とりわけ、本年1月15日から別送方式が不動産登記にも開始されたことから、より一層、定款の電子認証等を含めてオンライン申請の普及につき、会員の事務所における環境整備を図るべく、対応をしていく。

また、改正司法書士法の附帯決議の実現に向けて、司法書士法の改正への対応を図る。

② 司法・司法書士制度対策

平成15年に制定された「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。

平成17年に設置した「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、司法支援センター事業への積極的な対応を図る。

平成18年に開設した「東京司法書士会調停センター」のADR法に基づく認証取得を含めその充実を図り、司法書士による裁判外紛争解決手続を実施すると共に、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け・存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

③ 組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、司法書士制度の発展に資する会の組織・機構や、事業のあり方を検証する。

④ 成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるためにより積極的な対応を図る。

⑤ 消費者問題への対応

自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化充実を図り、多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。利息制限法金利引き下げに向けた活動を行う。また、その他消費者問題については、適正な特定商取引法改正等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速・適切に対応する。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。